

# 鎌倉の景観

(鎌倉市景観計画の実績報告)

令和6年度(2024年度)版

(令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日)

鎌倉市



# はじめに

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、これまでまちづくりに関する様々な施策を推進してきました。

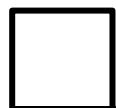
平成6年（1994年）に鎌倉らしい都市景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的考え方、基本方針、実現化方策を明らかにした「鎌倉市都市景観形成基本計画」を策定し、平成8年（1996年）に施行した都市景観条例では、市民との協働による景観づくりの仕組みを整えました。その後、平成16年（2004年）の景観法制定を受けて、平成17年（2005年）5月に景観行政団体となり、平成19年（2007年）1月には景観計画を策定しました。平成29年（2017年）1月に景観計画策定後10年が経過したため、同年3月に計画の改定を行い、同年7月より運用を行っています。

本市の景観計画は、平成8年（1996年）からの景観行政の蓄積をもとに、景観形成の基本理念・目標を定めるとともに、市域を土地利用の現状に合わせ21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定めたもので、景観法に基づく届出・勧告制度により、一定規模以上の建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んできました。

改定計画では「鎌倉の特質が表れている景観」を「つかみ」、「鎌倉にふさわしい景観」として「なじませ」、さらにデザインを「工夫する」ことで、より「鎌倉らしい景観」が創造されるよう図っています。今後は、10年間の実績を生かすとともに、眺望景観や重要な景観資源への配慮などを加えて、「鎌倉らしい景観」の形成をめざします。

また、公共建築物や道路をはじめとする公共施設の整備に当たっては、行政が地域の良好な景観形成の先導的な役割を担うとの自覚を再認識し、国や県等との連携を強化し、周辺の景観と一体となった都市景観の形成を図ります。

このように本市の景観施策は、景観計画（実現化方策）に沿って推進するもので、これを的確に推進するためには、施策の進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を市民と行政が共有することが必要です。このため、令和5年度（2023年度）（令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）における実績をまとめ、公表します。



# もくじ

<b>1 取組実績のトピックス</b>	1
1 鎌倉市景観計画中間評価の実施	
2 神奈川大学との共同研究	
3 旧華頂宮邸の公開実施及び保存活用	
4 歴史的建造物の保存活用の推進	
5 令和5年度（2023年度）の課題	
6 令和6年度（2024年度）の取組	
<b>2 景観計画の取組実績</b>	
1) 市民・NPO・事業者との協働・支援	3
(1)都市景観の形成に貢献する取組みの表彰	4
(2)シンポジウム、講演会の開催	5
(3)市民活動の支援	6
(4)景観形成の担い手の育成・活用	7
(5)市民への普及・啓発冊子の作成等	8
2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	9
(1)良好な都市拠点の形成	10
(2)官民が連携したベルトの都市景観の形成	12
3) 景観資源を核とした都市景観の形成	14
(1)歴史的建造物の保存と活用	15
(2)地域景観資源の保全と整備	18
(3)歴史的風土の保存等	20
(4)眺望景観の保全・創出	21
4) 地区の個性を活かした都市景観の形成	22
(1)地区プランの策定・提示	23
(2)特定地区や景観地区等の活用	25
(3)魅力的なまち並みづくり	27
(4)屋外広告物の規制誘導	29
(5)その他の法令との連携	31
<b>■ 参考資料</b>	
令和5年度（2023年度）担当課一覧表	34
令和5年度（2023年度）鎌倉市景観審議会の主な審議項目等	35
景観計画等に関する事務処理件数の推移	36
※ 本文上部の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 部分の記述については、鎌倉市景観計画 第7章 都市景観形成の実現化方策の7-2. 推進施策の記述と同様となっています。	

# 1 取組実績のトピックス

---

## 1 鎌倉市景観計画中間評価の実施

---

平成 29 年（2017 年）に改定した鎌倉市景観計画は、平成 29 年 7 月～令和 9 年 3 月の 10 年間を計画期間としていますが、その前半期である短期目標期間にあたる平成 29 年 7 月から令和 5 年 3 月までの 6 か年が経過したことから、中間評価を実施しました。

改定計画で導入した公共施設の景観整備と公共サインの景観誘導をはじめとする 6 か年の実績を振り返り、残存計画期間の課題を整理するとともに、次回改定の検討資料とすることを目的とし、その成果を白書版と概要版（パンフレット版）にまとめました。

## 2 神奈川大学との共同研究

---

神奈川大学と本市との包括連携協定に基づく共同研究の成果として、小町通りのより良い景観を創出するためのヒントとして活用されることを目的とし、小町通りの継承とその魅力をより広く伝える手助けとなることを目指して作成した「小町通り景観形成シーン集」の展示会を MUJIcom ホテルメトロポリタン鎌倉にて令和 6 年（2024 年）3 月 4 日（月）から 11 日（月）まで開催しました。同時にアンケートを実施し、市民や地元商店会会員等多くの方に小町通りの景観について意見をいただくことができました。

## 3 旧華頂宮邸の公開の実施及び保存活用検討

---

旧華頂宮邸では、その魅力を広く伝えるために、年に 2 回建物一般公開を開催してきました。令和 5 年（2023 年）度は、春（令和 5 年（2023 年）4 月 15 日（土）、16 日（日））と秋（令和 5 年（2023 年）10 月 14 日（土）、15 日（日））の 2 回の公開を実施しました。それぞれ 758 人、920 人の来場者を迎え、多くの方に本市の景観に寄与する歴史的建造物の魅力に親しんでいただきました。

また、築 90 年以上が経過している本建物について、今後の保存活用を検討するため、地元住民との合意形成のための話し合いを継続して行いました。

## 4 歴史的建造物の保存活用の推進

---

鎌倉市景観重要建築物等である「加賀谷邸」及び「三河屋本店」が、鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく保存建築物登録簿へ登録され、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号に基づく建築物に指定されました。

歴史的建造物の保存活用に際し課題となる現行法規への不適合について、有効な代替措置を講じることで、建築審査会の審査を経て、建築基準法の一部適用除外を認めるもので、建築指導部局との連携による景観資源の保全の優良な事例となるものです。

## **5 令和5年度（2023年度）の課題**

---

### ○景観計画の運用

鎌倉市景観計画の中間評価を実施し、短期目標期間の実績を振り返り、残存計画期間の課題を整理しました。大規模建築物への全市的な協議制度の導入、地区の特性を生かしたまちづくり、景観資源を活用するための取組、公共施設のデザイン協議等について一定の成果が得られたものの、運用上の課題や、社会情勢の変化への対応の必要性等が明らかになりました。計画の残存期間にあっては、現計画の事業を補完していく必要があるとともに、次回改定を視野に検討していく必要があります。

### ○歴史的建造物の保存活用の推進

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の適用により、歴史的建造物の保存活用に良好な事例ができたものの、いまだ歴史的建造物の保存活用にあたっては法規制、資金等さまざまな面で課題が残されていることも明らかになりました。

鎌倉市景観保存建築物の保存活用の推進に関する要綱の制度普及にも努めながら、文化財課、建築指導課等の関連部局とも連携し、景観資源の保全の取組を進めていく必要があります。

### ○若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用

ガイドラインの運用にあたっては商店会や景観整備機構と連携して協議を行うほか、神奈川大学との協働等により、外部からの新たな視点も導入することができました。

一方で、建築物や広告物の意匠形態については、定性基準による誘導が難しい計画も散見されました。

## **6 令和6年度（2024年度）の取組**

---

### ○旧華頂宮邸の保存活用検討

築90年以上が経過する旧華頂宮邸では、雨漏り等の老朽化が深刻化しているため、屋根の一部修繕を予定しています。旧華頂宮邸を後世に伝えるためには、耐震改修や大規模修繕を実施し、建物と庭園を一体的に保存活用していく必要があります。引き続き地元住民との合意形成や専門家の意見聴取を行いながら、保存活用を検討していきます。

### ○鎌倉市屋外広告物条例の運用

デジタルサイネージ等の新しい広告物に対応して整備したガイドラインが施行後2年を迎えることから、運用状況、効果等を勘案し、必要な見直しを行います。

また、バナーフラッグなどの商店街と連携したエリアマネジメント広告の運用を進めるため、商店会と協議しながら制度の整備を進めていきます。

### ○普及啓発活動の充実

こども景観セミナーは、将来の鎌倉の景観づくりの担い手である子どもたちを対象とした普及啓発事業ですが、その内容については、これまで歴史的建造物を中心に実施していました。令和5年度は、景観の重要な要素のひとつである色彩をテーマとして実施予定でしたが、雨天中止となったため、令和6年度に同一プログラムでの実施を再度検討します。また参加を促進するため、周知方法も見直します。

## 2

# 景観計画の取組実績

## 1) 市民・N P O ・事業者との協働・支援

◇地方分権の推進により、様々な施策展開が市民に身近なレベルで実施され、市民・N P O ・事業者の行政への参画の機会も拡大されています。今後は、市民・N P O ・事業者・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いていきます。

- (1) 都市景観の形成に貢献する取組みの表彰
- (2) シンポジウム、講演会の開催
- (3) 市民活動の支援
- (4) 景観形成の担い手の育成・活用
- (5) 市民への普及・啓発冊子の作成等

## (1) 都市景観の形成に貢献する取組みの表彰

◇景観づくり賞の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体が有機的に結びつけるよう支援します。

### 【推進方法】

景観づくり賞は、市民ニーズに即したテーマを選定し、実施します。

### 【今後の施策の方向性】

今まで5回の景観づくり賞を実施しています。

第6回景観づくり賞の実施又は新しい表彰制度の構築に向けて検討を進め、市民意識の醸成に取り組みます。

景観づくり賞の実施に伴い、景観形成推進委員と築いた景観づくりに対する議論を活かし、施策の進展につなげていきます。

～ R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
<p>過去5回 景観づくり賞 H19 - 25</p> <p>★パンフレットの発行</p>			<p>第6回景観づくり賞</p> <p>景観づくり賞の実施又は新しい表彰制度の構築に向けた検討</p>	

## (2) シンポジウム、講演会の開催

◇都市景観の形成をすすめるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や出前講座を継続的に実施します。

### 【推進方法】

こども景観セミナーの開催、学校や自治会等を対象とした出前講座の実施等を通じて、景観づくりの意識啓発に努めます。また、市民が主体的に活動する取組への支援を行います。

### 【実績】

鎌倉駅地下道ギャラリーで鎌倉の景観に関する展示を行いました。

また、毎年実施しているこども景観セミナー（旧名称：親子景観セミナー）については、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止していましたが、感染傾向が収束してきたことから、令和4年（2022年）から再開しました。白日堂（鎌倉市景観重要建築物等指定第13号）や旅館対櫻閣（同指定第19号）、旧三橋旅館蔵（同指定第35号）など長谷エリアの景観重要建築物等を解説を交えて巡った後、各建物のスタンプをあつめました。

令和5年度は、鎌倉駅周辺を巡りながら、まちの建築物や広告物に使用されている色彩をカラーチャートを用いて探すツアーを予定していましたが、雨天のため中止しました。令和6年度、同一プログラムでの実施を検討しています。



令和4年度親子景観セミナーの様子

### 【今後の施策の方向性】

今後も引き続き、まち歩き等のイベントや展示などの情報発信を行い、意識の啓発を行います。また、実施の方法については、オンラインの活用等を含めて検討していきます。

また、より多くの市民の参加を促すため、周知の方法を工夫します。

～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
こども景観セミナー（旧名称：親子景観セミナー）				
地下道ギャラリー展示				
出前講座				→

### (3) 市民活動の支援

- ◇市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度（都市計画法、景観法）の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度（自主まちづくり計画等）の充実を図ります。
- ◇市民・NPOによるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

#### 【推進方法】

都市景観の形成に主体的に取り組む市民団体への支援を行います。また、景観に関する地域のイベントの支援を行います。

#### 【実績】

毎年行っている路地景観に関するイベント「鎌倉路地フェスタ」の後援については、新型コロナウイルス感染拡大により中止してきましたが、令和4年度（2022年度）から再開しました。

景観整備機構である一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワーク（※）の活動の支援を行いました。

北鎌倉東地区景観形成協議会等の景観形成協議会の活動の支援を行いました。

#### 【今後の施策の方向性】

地域のルールづくりの協力やイベントの支援を積極的に行い、市民・NPOによる景観づくりを推進します。

##### 〔鎌倉路地フェスタとは〕

- 旧鎌倉地域の個人宅、ギャラリー、店舗等の約30か所を会場とし、「アート」「路地」「鎌倉らしさ」「暮らし」をテーマにした催しの集合体
- 街並み保全の活動の活性化、地域における芸術活動の充実とその地域への還元などを目的とし、地元アーティストによる作品展示やライブパフォーマンスなどを実施

～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
市民活動支援・育成				↗
H22				
★ 景観整備機構の活動支援				↗

※（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークは、鎌倉を愛する建築家と様々な専門家で編成され、地域のまちづくりに関する活動を行っています。平成23年（2011年）4月、景観法に基づく景観整備機構に指定されました。

詳しくはホームページをご覧ください <https://hitomachikamakura.jimdosite.com/>

#### (4) 景観形成の担い手の育成・活用

- ◇市民・NPOの主体的な都市景観の形成の取組みを支援するため、景観形成に関するNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定し、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民の合意形成に向けたコーディネートの役割に期待します。
- ◇平成23年(2011年)4月には(一社)ひと・まち・鎌倉ネットワークを指定しましたが、他の景観形成に関する団体も景観整備機構となるよう積極的に支援します。
- ◇市民の参画と協力により都市景観の形成を推進するため、景観形成推進委員制度を活用し、景観形成の担い手の育成に取り組みます。

#### 【推進方法】

景観整備機構や専門家等によるデザインレビューを開催し、まち並みの向上に努めます。  
景観形成推進委員制度を活用し、地域の魅力の発掘や景観形成の担い手の育成に取り組みます。

#### 【実績】

平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)の2箇年で、景観整備機構である(一社)ひと・まち・鎌倉ネットワークとガイドライン策定支援業務委託契約を締結し、現状調査や地元商店会とのワークショップ等を経て策定した若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインについて、運用を開始しました。

商店会員に配布するとともに、区域内で建築を検討する事業者に配布し、建築物の設計段階で協議を行っています。

#### 【今後の施策の方向性】

景観形成推進委員制度や景観整備機構など他の景観形成に関する団体と共に活動市民の活動への支援を行います。

令和6年度(2024年度)は若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの円滑な運用に向けて引き続き、景観整備機構である(一社)ひと・まち・鎌倉ネットワークと協働していきます。

～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
R3 ★	若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン 運用開始			

## (5) 市民への普及・啓発冊子の作成等

◇市民・NPO・事業者に対して、鎌倉らしい都市景観の形成を進める意義、自らが主体的に関わる景観づくりの必要性等を伝える必要があります。そのため、市民と市の協働による市民向けの景観計画解説書の作成などの普及啓発手法を検討し、その実行に取り組みます。

### 【推進方法】

景観に関する活動や制度の普及・啓発冊子を作成し、市民の景観への関心の向上に努めます。

### 【実績】

平成30年度（2018年度）に作成した、イラストを用いて景観重要建築物等を紹介する景観重要建造物等保全基金の周知パンフレットを配付し、基金の普及啓発に努めました。指定景観重要建築物等の所有者からも協力を得て、より幅広い層へ基金を周知しました。

### 【今後の施策の方向性】

周知パンフレットの第一弾は長谷エリアの建築物等を掲載したパンフレットを市が作成し、第二弾及び第三弾は、景観整備機構が鎌倉駅周辺エリアの建築物等を掲載したパンフレットを作成しました。

今後、第四弾の作成を検討するとともに、より効果的な配布の方法を検討します。



パンフレット表紙（イメージ）

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
景観計画の周知				
鎌倉市景観重要建造物等保全基金の周知啓発				
パンフレット完成・配布	周知			→

## 2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成

- ◇良好な都市景観の形成をすすめるためには、行政が先導的役割を果たすことが必要です。このため公共施設の整備にあたっては、都市景観形成の視点から魅力ある空間創出をめざします。
- ◇特に構造別の景観形成方針で示した4つの景観ベルト、3つの景観拠点においては、公共施設管理者や地域住民とともに景観づくりの考え方を共有するとともに、重点的に整備に取り組みます。

### (1) 良好な都市拠点の形成

### (2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成

## (1) 良好的な都市拠点の形成

◇大船駅周辺拠点や深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、今後、土地利用の転換を契機とし、良好な都市景観の形成に関する基本的な考え方（ガイドライン等）を示し、特定地区の指定や地区計画制度を活用するなど、良好な都市拠点の形成をすすめます。

### 【推進方法】

市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。

### 【実績】

深沢地域整備事業においては平成30年（2018年）10月にまちづくり・健康・スポーツ等の専門家から構成する「鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会」を設置し、令和2年3月に深沢地域整備事業の土地利用計画（案）を作成しました。

また、令和2年（2020年）7月に都市計画・景観計画等の専門家や市民委員等から構成する「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し、令和3年（2021年）3月に、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン基本方針」を作成しました。

令和4年（2022年）3月には、土地区画整理事業と関連する事業の都市計画決定及び変更を告示しました。

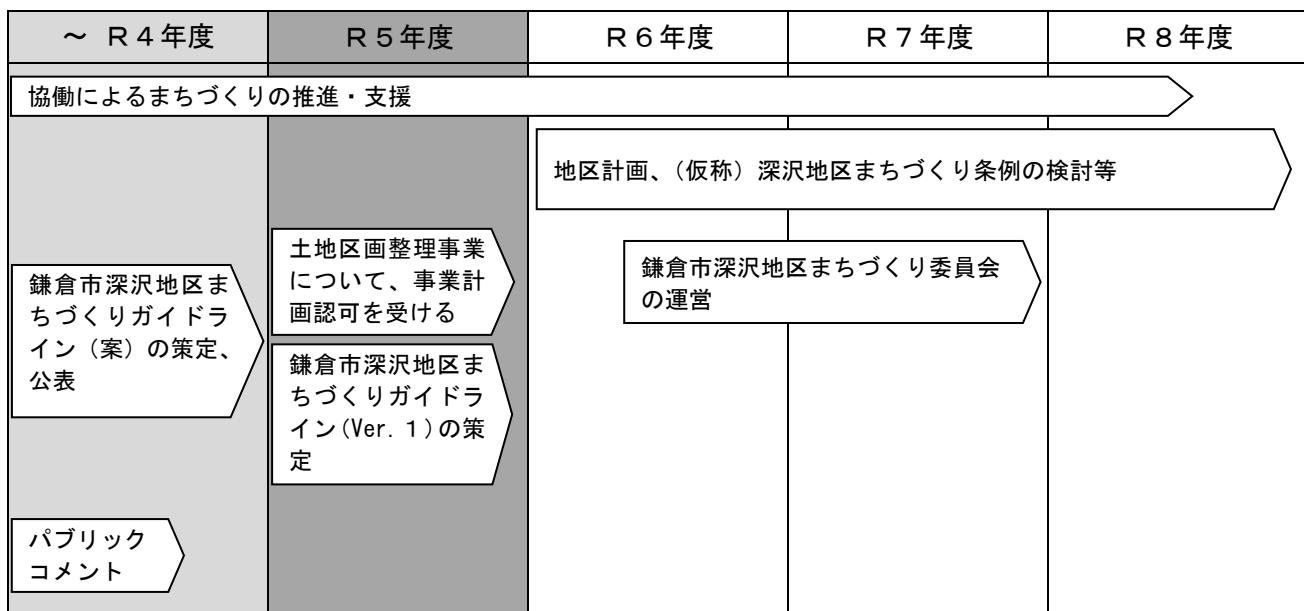
また、令和4年（2022年）11月から12月にかけて「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（素案）」のパブリックコメントを実施し、令和5年（2023年）2月に鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会から答申を受け、令和5年（2023年）3月に、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（案）」を策定し、公表しました。令和5年（2023年）10月に「村岡・深沢地区土地区画整理事業」について、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受けました。その後、令和6年（2024年）1月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver.1）」を策定しました。



深沢地区が目指すまちのイメージ　抜粋

## 【今後の施策の方向性】

深沢地区のまちづくりにおいては、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（Ver. 1）」に基づき、地区計画制度や（仮称）深沢地区まちづくり条例の検討を進め、官民連携による魅力的かつ持続可能な都市拠点の形成を進めます。



## (2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成

- ◇景観ベルトでは、官民が連携し街路樹の維持や清掃活動の実施、ストリートファニチャーの適切な更新等により、これまで実施された修景整備等の水準を維持します。
- ◇道路空間の魅力のため、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備を推進します。
- ◇オープンカフェの実施など、より魅力的な公共空間の活用方策を検討します。
- ◇災害時に倒壊し交通阻害の要因となり得るブロック塀などの撤去また生垣等による接道部の緑化を推進するとともに、危険ブロック塀等対策事業補助金やまち並みのみどりの奨励事業補助金制度の啓発に取り組みます。

### 【推進方法】

景観計画の景観重要公共施設における占用及び整備事業に対する指導を行うとともに、ベルトにおける神奈川県及び鎌倉市の公共施設管理者が情報交換等を行う場をつくり、ベルトにおける良好な景観形成を推進します。

公共サインのガイドラインを基に統一的な公共サインの整備を行っていきます。

魅力的な公共空間の整備のために、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区における開発事業に対し、まちづくり空地を設置するよう誘導します。

緑豊かな市街地の形成を図るため、民有地に対するまちづくり事業と連携した緑化や接道緑化を誘導していくとともに、風致地区や開発事業区域内等での緑化を推進します。

### 【実績】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可に係る事前相談を行いました（橋や海の家の色彩等）。また、神奈川県・藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市合同の景観重要公共施設研修会において、情報交換と事業調整を行いました。海岸気象情報盤の設置に向けた調査・検討の協議・調整を行いました。

砂押川沿いでは、市民との協働により、プロムナードの桜の保全再生に向け、「砂押川桜保全再生計画」に基づき、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

「鎌倉市公共サインガイドライン」に基づき、より統一感あるサイン整備を行い、市全体でよりわかりやすい案内ができるようにするとともに、鎌倉市らしい都市景観形成を図っています。

民間事業者に対しては、開発事業にあわせ、まちづくり空地の設置を要請し、快適な公共（道路）空間の確保を進めました。

自主まちづくり計画などの制度と連携し、まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化への支援を行ったほか、風致地区や開発事業区域内等での緑化指導を行いました。

## 【今後の施策の方向性】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、景観重要公共施設研修会により、情報交換と事業調整を行います。若宮大路ベルトでは早期に景観協議会を設置し、施設管理者・関係住民等の連携により、通りの魅力向上に取り組みます。

「なぎさ軸広域景観構想」の実現にあたり、県と相模湾沿岸 13 市町及び箱根町と連携を図り、「(仮称) なぎさ軸広域景観交流会議」や「ゾーン毎の景観協議会」を活用しながら取組を推進していきます。国道 134 号沿いの一体的な景観形成に向けて検討を進めます。

公共サインガイドラインを基に統一的な公共サインとなるよう公共サインの施設管理課と協議、誘導を行います。

引き続き、鎌倉市緑の基本計画に沿ってまちづくり事業との連携による緑化や市民の緑化活動への支援などを通じ、緑豊かな市街地環境を形成する緑のネットワークの形成に努めます。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
景観重要公共施設の整備・占用許可等				
H21 ★ 若宮大路における景観協議会の検討				
H22 ★ 国道 134 号沿いの一体的な景観形成の検討				
H20 ★ 砂押川プロムナードにおける桜の保全再生				
公共サインの整備・維持				
道路緑化の推進・維持管理				
無電柱化工事の事業実施				
ポケットパーク・まちづくり空地の設置誘導				

### ※まち並みのみどりの奨励事業

緑豊かなまち並み景観を創造するため、道路に面して緑化（接道緑化）をする方に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助しています。対象となる接道緑化は、住宅・店舗・事業所等の敷地及び駐車場の接道部に新たに植栽する樹木又は生け垣で、その延長が 3 m 以上のものです。

また、植栽後、少なくとも 5 年間は接道緑化として活用することが必要です。補助金の額は、市が定めた標準経費と工事予定額を比較し、廉価な額に 1 / 2 を乗じて算出（限度額 150,000 円）します。但し、鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金の交付決定を受けて 1 年以内にこれに替わる緑化をする場合、又は地区計画が定められた区域、自主まちづくり計画策定地区、景観形成地区などで接道緑化の取り決めのある場合は、補助率が 2 / 3 になります。

### まち並みのみどりの奨励事業の実績

	令和 5 年度
補助金交付件数	9 件
植栽延長	87.5 m
植栽本数	154 本

### 3) 景観資源を核とした都市景観の形成

- ◇歴史的・文化的資源や自然資源など、鎌倉固有の都市景観をより印象的なものとしている景観資源の保全とともに、これらの景観資源との調和に配慮した周辺のまち並み形成に取り組みます。
- ◇特に景観資源類型別の景観形成方針で示した歴史的建造物・史跡や歴史的風土、眺望景観は、文化財保護法や歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）等の関連制度との連携を図り、重点的に整備に取り組みます。

(1) 歴史的建造物の保存と活用

(2) 地域景観資源の保全と整備

(3) 歴史的風土の保存等

(4) 眺望景観の保全・創出

## (1) 歴史的建造物の保存と活用

- ◇現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市公園法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、本市独自の保存・活用手法を検討します。
- ◇鎌倉市景観重要建造物等保全基金（平成27年（2015年）11月条例制定）を積極的に活用し、歴史的建造物の保全を図ります。

### 【推進方法】

景観重要建築物等の制度を活用し、点的な保全から線的・面的な保全へ取組を拡大します。（既指定の景観重要建築物等の再評価により、建造物単体の保全から周辺の景観形成へと取組を広げます。）既指定物件のほか、市内の歴史的建造物の調査・評価を通じて、本市独自の保全・活用手法の研究を進めます。

### 【実績】

景観重要建築物等の修繕の費用助成を行いました。（延べ3件、1,948千円）

旧華頂宮邸の施設公開については、令和5年（2023年）4月15日（土）、16日（日）、同年10月14日（土）、15日（日）に実施しました。

扇湖山荘の公開及び利用を今後も継続的に実施するために、「扇湖山荘公開等運営会議」を行いましたが、敷地内のがけ等の安全性が確認できていないことから、暫定庭園公開は行えませんでした。

令和4年（2022年）2月21日に、旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）を、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という。）の規定に基づき、歴史的風致形成建造物に指定しました（指定第5号）。

平成28年度（2016年度）に寄附を受納した旧村上邸（景観重要建築物等 指定第18号）は、公募型プロポーザルによって選定した株式会社エンジョイワークスが保存活用事業を行っています。この取組みは全国的にも注目を集めており、令和5年（2023年）1月10日に、旧村上邸において、公益社団法人 土木学会 コンサルタント委員会 地方創生特別小委員会主催のシンポジウムを開催し、旧村上邸をモデルとしてまちづくりに資する歴史的建造物の活用について知見を共有しました。



旧村上邸

### 【今後の施策の方向性】

景観重要建築物（景観法）及び景観重要建築物等（鎌倉市都市景観条例）の指定や登録有形文化財の制度の活用を進めます。

景観重要建築物等の維持修繕の支援を行います。

旧華頂宮邸の施設公開や、旧華頂宮邸暫定利用のルールを運用していきます。また、建物維持のため

の修繕計画を作成していきます。

扇湖山荘の暫定公開や、保全活用の検討を進めます。

旧村上邸を適切に活用し続けるため、地元協議会との協議を継続します。

歴史的風致形成建造物（歴史まちづくり法）の指定に向けた取組を進めます。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
景観重要建築物等の維持修繕				
旧華頂宮邸の施設公開、建物の修繕計画の作成				
H25 旧華頂宮邸暫定活用 運営会議の設置				
扇湖山荘の維持管理・保全活用の検討				
★ 暫定施設公開				
旧村上邸 耐震改修等	民間事業者による保存活用事業			
★ R1. 5～	活用開始			

※旧華頂宮邸の公開実績（令和 5 年度）（2023 年度）

庭園公開（年末年始、月・火曜日を除く毎日）：来園者数 2,837 名

（5 月 20 日から 12 月 21 日まで人感センサー故障のため、来場者数不明）

建物内部公開：年 2 回、計 4 日間合計 1,678 名

鎌倉市景観重要建築物等一覧（令和6年（2024年）3月現在）	
第1号 鎌倉文学館(旧前田家別邸) ★	第20号 笹野邸
第2号 伊藤邸(旧望洋樓)	第21号 のり真安齊商店
第3号 篠田邸(旧村田邸)	第22号 三河屋本店 ★
第4号 寸松堂 ★	第23号 東勝寺橋
第5号 日本基督教団鎌倉教会会堂	第24号 櫛亭【平成26年(2014年)11月に指定変更】★
第6号 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	第25号 湯浅物産館 ★
第7号 かいひん荘鎌倉 ★	第26号 去来庵
第8号 石川邸(旧里見亭邸)	第27号 ホテル ニューカマクラ
第9号 山崎邸【平成15年(2003年)12月に指定解除】	第28号 平井家住宅・長屋門
第10号 川合邸	第29号 旧華頂宮邸 ★
第11号 鎌倉聖ミカエル教会聖堂	第30号 旧大佛次郎茶亭 ●
第12号 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) ★	第31号 加賀谷邸
第13号 白日堂	第32号 成瀬家住宅【令和2年(2020年)3月に指定解除】
第14号 小池邸【令和5年(2023年)3月に指定解除】	第33号 極楽洞
第15号 石島邸 ★	第34号 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所
第16号 旧安保小児科医院	第35号 旧三橋旅館蔵
第17号 高野邸【平成29年(2017年)6月に指定解除】	第36号 猪熊邸(旧武基雄自邸)
第18号 旧村上邸【平成28年(2016年)4月に指定変更】	第37号 萬屋本店
第19号 旅館対嶽閣	

#### 景観重要建造物一覧（令和6年（2024年）3月現在）

第1号 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)

#### 国登録有形文化財(建造物)一覧（令和6年（2024年）3月現在）

鎌倉国宝館本館	鎌倉文学館本館	鎌倉市長谷子ども会館洋館	鎌倉市長谷子ども会館蔵	旧華頂家住宅主屋
三河屋本店舗兼用住宅	三河屋本店蔵	寸松堂主屋	寸松堂蔵	かいひん荘鎌倉洋館(旧村田家住宅洋館)
高崎家住宅主屋	田丸家住宅主屋	櫛亭本館	櫛亭山門	坂井家住宅和館
坂井家住宅洋館	日高家住宅主屋	日高家住宅門及び塀	神靈教鎌倉鍊成場盡源閣	神靈教鎌倉鍊成場待合
神靈教鎌倉鍊成場盡練塀	神靈教鎌倉鍊成場門	鎌倉市立御成小学校旧講堂	鎌倉市吉屋信子記念館主屋	鎌倉市吉屋信子記念館門及び塀
吉岡家住宅主屋	旧吉原家別邸主屋	旧田島屋材木店(吉原家スタジオ・シワ外)主屋	旧田島副材木店(吉原家スタジオ・シワ外)門及び塀	田中・大野邸主屋
旧太田家住宅主屋(宝善院三摩耶庵)	材木座公会堂	旧川喜多家別邸(石島家住宅)主屋	湯浅物産館	本覚寺本堂
本覚寺客殿	本覚寺庫裏	本覚寺分骨堂	本覚寺鐘楼	本覚寺手水舍
本覚寺楼門	本覚寺大門	本多家住宅(旧中上川家住宅)主屋	本多家住宅(旧山本家住宅)門及び塀	

#### 鎌倉市景観重要建築物等（鎌倉市都市景観条例第30条）

都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等（工作物を含む）

#### 景観重要建造物（景観法第19条）

地域の良好な都市景観の形成に重要な役割をもつ建造物

#### ★国登録有形文化財(建造物)（文化財保護法第57条）

重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの（建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たもの）

#### ●公益財団法人鎌倉風致保存会 保存建造物（公益財団法人鎌倉風致保存会歴史的建造物保存事業に関する規定第3条）

明治、大正、又は昭和初期に建築された建築物（工作物を含む）のうち、①由緒、由来のあるもの、②時代の生活様式を伝えるもの、③古い建築様式を伝えるもの、④情緒のあるもののいずれかに該当し、かつ保全を図るために必要があると認めるもの

## (2) 地域景観資源の保全と整備

- ◇石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置づけ、地域住民との価値観の共有に努めます。
- ◇市民・NPO等との協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。

### 【推進方法】

建築物・工作物のほか、石碑、道標等、地域資源を景観資源として幅広く捉え、その保全・活用を通じて景観形成に取り組みます。これらの保全・活用には、景観施策のほか、文化財等、他の制度の活用が必要となることから、関連部署との連携を強化します。また、市民・NPO等と、この様な景観資源の価値観の共有に努めるとともに、景観資源の情報管理に取り組みます。

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等の保全制度を活用した緑地の保全を進めます。

### 【実績】

景観資源のデータベースを基に情報管理を行いました。

平成21年度(2009年度)から、特別緑地保全地区及びその候補地を対象として、確保した市有緑地における緑地の機能的・環境的な質の向上を図ることを目的に「確保緑地の適正整備事業」を行っています。(令和5年度(2023年度)：常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、寺分一丁目特別緑地保全地区)

なお、令和2年度(2020年度)末までに、11地区、面積約49.4haの特別緑地保全地区を指定しています。

特別緑地保全地区の指定の経過		
指定年月日	地区名	面積
H14. 4. 30	城廻	約 3.7ha
H14. 4. 30	昌清院	約 0.8ha
H14. 4. 30	岡本	約 3.2ha
H15. 6. 17	玉縄城址	約 2.4ha
H17. 9. 13 (H23. 10. 18 変更)	常盤山	約 19.0ha
H19. 12. 9	寺分一丁目	約 2.3ha
H20. 9. 16	天神山	約 5.0ha
H21. 9. 14	手広・笛田	約 6.0ha
H24. 8. 1	等覚寺	約 1.8ha
H24. 8. 1	梶原五丁目	約 4.6ha
H30. 6. 15	上町屋	約 0.6ha

円海山、北鎌倉近郊緑地保全区域内での近郊緑地特別保全地区の指定の経過		
指定年月日	地区名	面積
S44. 5. 13	円海山	約 100ha (横浜市域のみ)
H21. 3. 25	円海山	約 116ha (変更・横浜市域のみ)
H22. 3. 23	大丸山	約 44ha (横浜市域のみ)
H23. 10. 18	鎌倉	約 131ha (鎌倉市域のみ)
H24. 3. 5	公田	約 5.4ha (横浜市域のみ)
H26. 3. 5	大丸山	約 72.6ha (変更・横浜市域のみ)
R2. 3. 25	円海山	約 124ha (変更・横浜市域のみ)

首都圏近郊緑地保全区域内の行為届出等の件数		
首都圏近郊緑地保全区域内行為届出	令和5年度	9件
特別緑地保全地区内行為許可等	令和5年度	0件

## 【今後の施策の方向性】

景観資源が生み出す歴史的景観の維持継承や、景観資源周辺の良好な景観形成を図るために、その景観特性を明らかにし、景観資源周辺の建築行為等に対する建築作法やデザインなどを示したガイドラインの検討を行います。

また、景観資源のデータベースの情報管理を行います。

鎌倉市緑の基本計画に沿って特別緑地保全地区の指定に向けた取組を進めます。

県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。

普及啓発と並行して景観資源の定点観測を定期的に行うことにより、その効果を検証します。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域資源データベースの管理				
近郊緑地特別保全地区の運用				
地域資源保全活用手法の検討				
特別緑地保全地区の指定に向けた取組・運用				

### (3) 歴史的風土の保存等

- ◇古都保存法により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。また、緑地としての活用も含めた樹林管理や防災対策についても検討をすすめます。
- ◇風致地区の特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

#### 【推進方法】

風致地区については、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

古都保存法により指定された歴史的風土保存区域において、国・県と連携して、歴史的風土の保存を図ります。

#### 【実績】

古都保存法・風致地区条例等に基づき、国・県と連携して、地区内の建築行為、土地形質の変更等の規制・誘導を行いました。

法改正により、市町村が条例を策定することになったことから、平成 25 年（2013 年）12 月 27 日に鎌倉市風致地区条例を制定し、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日に施行しました。

平成 28 年（2016 年）には古都保存法施行 50 周年を記念して、法制定当時からのあゆみを振り返るとともに、未来へと繋げることを目的に記念誌を発行し、改めて歴史的風土の保存について周知を図りました。

また、平成 28 年度（2016 年度）に国土交通省により「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の変更があり、歴史的風土保存区域と一体となっている区域について風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用することとなりました。

#### 【今後の施策の方向性】

現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。

新たに歴史的に重要な文化的資産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を国に働きかけます。

現行風致地区指定区域につながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園拡大区域、（仮称）山崎・台峯緑地候補地、約 170.5ha）の風致地区の指定拡大に努めます。

国・県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。

風致地区、歴史的風土保存区域等の許認可申請等件数		
風致地区内行為許可申請等	令和 5 年度	598 件
歴史的風土保存区域内行為届	令和 5 年度	83 件
歴史的風土特別保存地区内許可申請等	令和 5 年度	19 件

	指定面積	備考
歴史的風土保存区域	989ha	逗子市分 6.8ha 含む
歴史的風土特別保存地区	573.6ha	

#### (4) 眺望景観の保全・創出

- ◇本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。
- ◇都市計画法の高度地区や建築基準法の総合設計制度を活用し、景観法との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。

##### 【推進方法】

33 の眺望点からの眺望景観の保全及び魅力向上のために、建築物の建築等の景観誘導や緑の保全に努めます。

##### 【実績】

景観計画に基づき、眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導（建築物等の高さ・配置・デザイン、屋上設備等）に取り組みました。

高度地区を、用途地域ごとに第1種から第4種に分類し、建築物の高さの最高限度の制限がない区域まで拡大する都市計画変更を行いました。

##### 【今後の施策の方向性】

建築物単体、まち並みレベル（近景）だけではなく、眺望景観（中～遠景）の視点からも建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、眺望景観保全・創出の重要性の周知に努めます。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導				
H19 ★ 景観地区・高度地区の運用				
高度地区の拡大 R2. 3. 30 ★ 都市計画変更				
効果的な規制・誘導手法の検討				

## 4) 地区の個性を活かした都市景観の形成

◇景観形成上重要な地区、土地利用の転換にあわせ景観整備が求められる地区などにおいて、地区レベルの景観誘導施策を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

- (1) 地区プランの策定・提示
- (2) 特定地区や景観地区等の活用
- (3) 魅力的なまち並みづくり
- (4) 屋外広告物の規制誘導
- (5) その他の法令との連携

## (1) 地区プランの策定・提示

◇ 3-2に示す土地利用類型別の景観形成方針と基準等をベースとして、地区毎に地域の文脈や景観形成の作法等の詳細な景観づくりの考え方をわかりやすく示した地区プラン（デザインガイドライン等）を策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的にすすめます。

### 【推進方法】

市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。

### 【実績】

平成29年（2017年）2月に行った大平山地区地区計画の都市計画決定をきっかけに、地区計画区域を大平山丸山町内会全域に拡大する要望書が地元住民から提出されたことを受け、市では都市計画に関する内容の精査を行い、平成31年（2019年）2月6日に大平山丸山地区地区計画を都市計画変更しました。さらに、地区計画区域であることの周知看板の設置等に係る費用を助成しました。

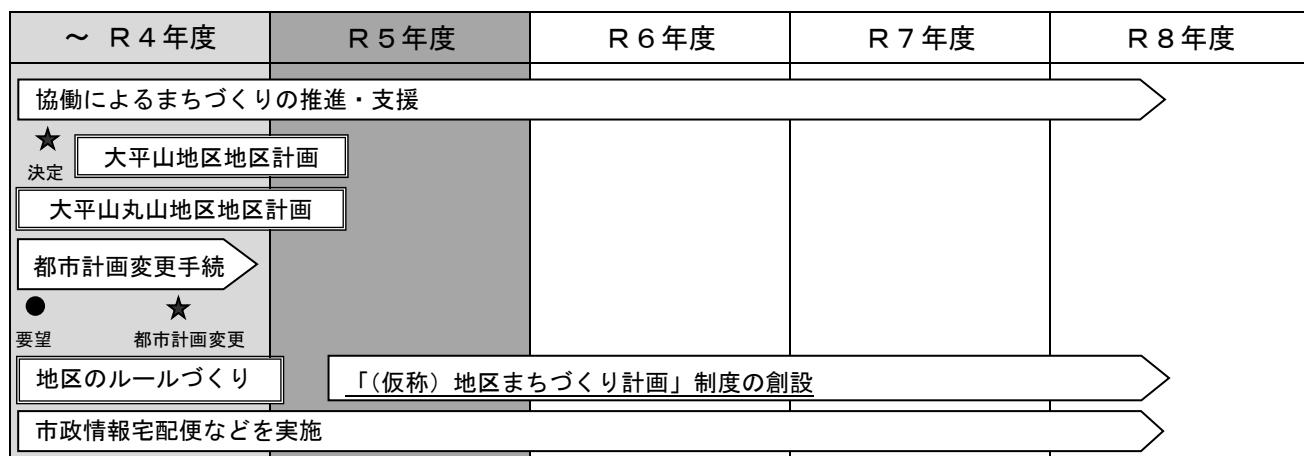
また、令和5年（2023年）8月30日に自主まちづくり計画（大町2丁目区域）において、区域を拡大するための変更申出書が提出され、第1種中高層住居専用地域部分（約0.6ha）が区域に追加されました。

### 【今後の施策の方向性】

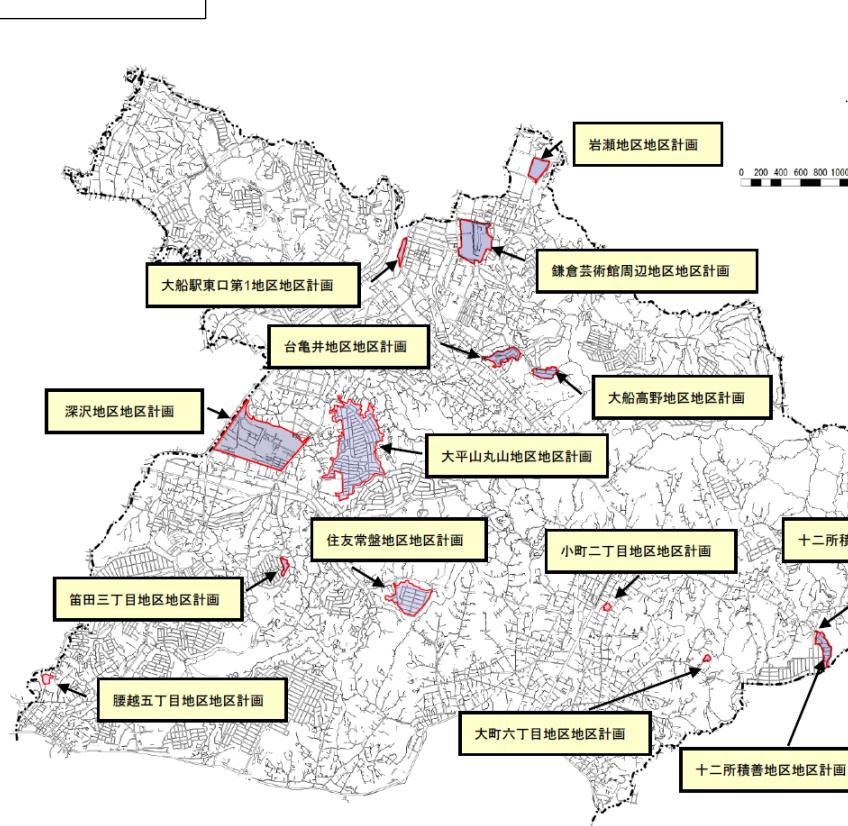
自主まちづくり計画に基づいて、地区住民と市の協働によるまちづくりの推進を図るとともに、既存の自主まちづくり計画の見直しや法的拘束力のある制度（地区計画等）への移行のための支援を行います。

既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、ホームページなどで地区計画制度の普及啓発に努め、地域住民から地区計画策定に向けた発意があったものについては、市で検証のうえ、地区計画に移行するための意識醸成・支援を行います。

また、鎌倉市まちづくり条例等の改正に合わせて、自主まちづくり計画よりも、実効性を高めた「（仮称）地区まちづくり計画」の制度を創設し、地域の特性・実情に合わせた多様な地区レベルでのまちづくりを目指します。



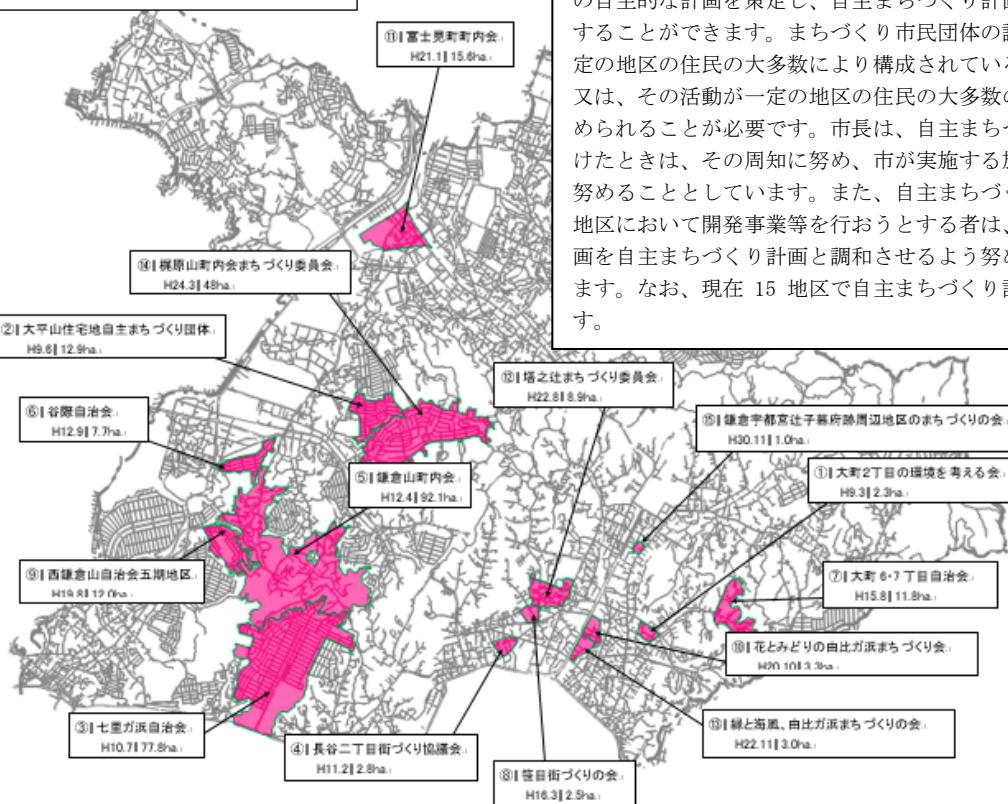
## 地区計画区域



### ※地区計画

地区計画とは、良好な環境を持つた家なみやまち並みの形成・保全を図るために、住民と鎌倉市とが協力して策定するまちづくりのルールです。地区計画では、建築物の用途、形態などについての制限や、地区的道路、公園などの公共施設の配置と規模などをきめ細かく定めます。計画策定に際しては、住民を中心となり、市がサポートしながらその地区的ルールを決め、これを市が都市計画として決定することになります。なお、鎌倉市では、現在 14箇所で地区計画が定められています。

## 自主まちづくり計画策定地区



### ※自主まちづくり計画（鎌倉市まちづくり条例第13条に基づく）

まちづくり市民団体は、快適な居住環境の保全と創造を図るために自主的な計画を策定し、自主まちづくり計画として、市長に提案することができます。まちづくり市民団体の認定にあたっては、一定の地区的住民の大多数により構成されていると認められること、又は、その活動が一定の地区的住民の大多数の支持を得ていると認められることが必要です。市長は、自主まちづくり計画の提案を受けたときは、その周知に努め、市が実施する施策に反映させるよう努めることとしています。また、自主まちづくり計画が定められた地区において開発事業等を行おうとする者は、当該開発事業等の計画を自主まちづくり計画と調和させるよう努めることが必要となります。なお、現在 15 地区で自主まちづくり計画が策定されています。

## (2) 特定地区や景観地区等の活用

- ◇地元の意向等を踏まえ策定した地区プラン（デザインガイドライン等）を素材に、特定地区や景観地区等の指定、また、景観協定の締結等といった手法を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。
- ◇なお、景観法では景観地区内における建築物の建築等に対して、景観法第16条が適用されないことから、景観地区の指定・運用に際しては、特定地区で定めた建築物の都市景観形成のための基準を景観地区の建築物の形態意匠の制限に移行することで、これら制度の特性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

### 【推進方法】

若宮大路や北鎌倉駅の周辺市街地など、周囲を歴史的風土に囲まれた市街地を先行して地区指定し、運用に取り組みます。その後も引き続き、ベルトや拠点に位置付けられた場所を中心に地区住民の発意、市街地整備の進行状況にあわせ、随時地区指定の検討を行います。

特別用途地区の活用にあたっては、住民の合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

### 【実績】

若宮大路周辺の市街地及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区（鎌倉景観地区・北鎌倉景観地区）に指定（平成20年（2008年）3月1日）し、建築物の規制・誘導に取り組んでいます。

景観法に基づく認定申請及び届出が右表の通りありました。

平成29年（2017年）3月に一部改正された鎌倉市都市景観条例を平成29年（2017年）7月より運用しています。

また、本市の景観形成上特に重要である若宮大路・小町通りにおける建築物の形態意匠の基準として、地元の商店会・自治会町内会、景観整備機構及び市で協力し、若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を作成しました。

令和4年（2022年）4月から実施している神奈川大学との共同研究では、小町通りのより良い景観を創出するためのヒントとして活用されることを目的とした「小町通り景観形成シーン集」を作成しました。

鎌倉 景観地区	約 224.8ha	平成 20 年 3 月 1 日告示 平成 30 年 2 月 9 日変更告示
北鎌倉 景観地区	約 7.2ha	平成 20 年 3 月 1 日告示

景観計画区域内における建築行為等 届出件数【令和5年度（2023年度）】（参考）		
	受理	勧告・変更命令
開発行為 建築行為	86 件	0 件
工作物	204 件	0 件

景観地区内における建築物計画認定件数 【令和5年度（2023年度）】	
認定	不認定
128 件	0 件

景観配慮協議申出件数 【令和5年度（2023年度）】		
建築行為 (公表対象)	開発行為	意見書
27 件	13 件	0 件

## 【今後の施策の方向性】

制度の普及啓発に努め、地区住民の合意の熟度に応じて、新規地区の指定や既指定地区のルールの見直しに積極的に取り組みます。また、まちの成長管理に住民自らが関わる景観地区景観形成協議会の設立に向けた支援を行います。

市街地の土地利用の状況を踏まえ、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導の検討を行います。

ホームページなどで法制度の理解を深め、合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

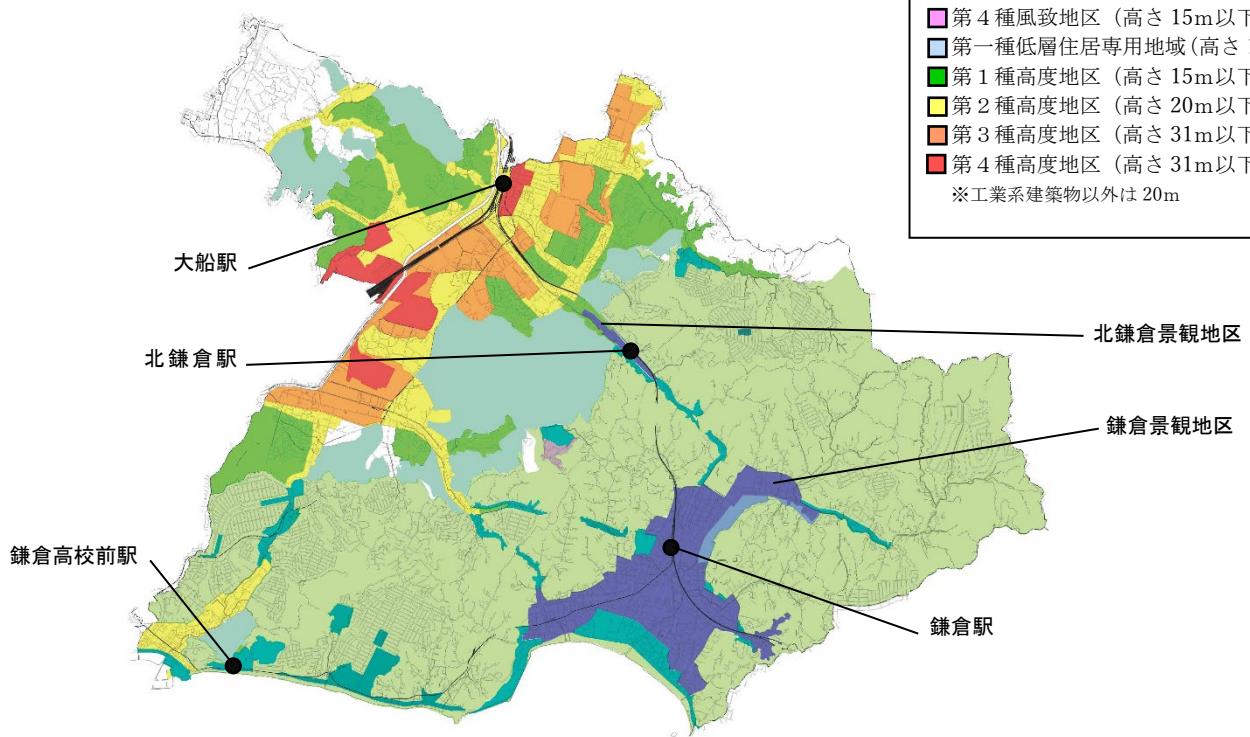
### 主な協議例

- 周辺のまち並みに合わせた階数への変更。
- 通り際のフェンスをセットバックさせ、その前面に植栽帯を配置することで、通り沿いの緑を連続させる。
- 通りのにぎわい保つために、通りに面する開口部をオープンなつくりとする。
- 周辺景観と調和するように外壁の色彩や素材を調整する。 etc.



## 景観地区・その他建築物の高さの制限

■ 景観地区（高さ 15m 以下）
■ 第 2 種風致地区（高さ 8m 以下）
■ 第 3 種風致地区（高さ 10m 以下）
■ 第 4 種風致地区（高さ 15m 以下）
■ 第一種低層住居専用地域（高さ 10m 以下）
■ 第 1 種高度地区（高さ 15m 以下）
■ 第 2 種高度地区（高さ 20m 以下）
■ 第 3 種高度地区（高さ 31m 以下※）
■ 第 4 種高度地区（高さ 31m 以下）
※工業系建築物以外は 20m



### (3) 魅力的なまち並みづくり

- ◇市街地における緑の回復と創造を図るため、良好な屋敷林や樹木の保全に努めます。特に接道緑化の奨励や街路樹、グリーンベルトの整備により、まち並みのみどりの創出や、道路緑化の推進を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。
- ◇快適で魅力的な道路空間の創出が都市のイメージを高めることから、無電柱化を推進します。
- ◇鎌倉らしい都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、鎌倉の顔にふさわしい格調高い魅力的なデザインとします。また、公共施設の緑化推進により、地域の中心的施設にふさわしい施設整備を進めます。

#### 【推進方法】

道路緑化の推進等を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上等において、無電柱化は効果的な手法ですが、無電柱化には多額の費用を要すること、実施までには相当の期間を要するといった課題があるため、まちづくりとの連携はもとより、平成30年（2018年）4月に国が、令和元年（2019年）7月に県が無電柱化計画を策定したことを踏まえ、市無電柱化計画の策定について検討していきます。

公共建築物の建築に際して市が先導的な役割を果たすよう景観に関する協議を行います。

#### 【実績】

山崎・台峯緑地については、国庫補助制度を活用し、用地取得を行いました。

秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約を締結し、保全に取り組んでいます。

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく保存樹木等の指定により、鎌倉市の風致の維持に機能する美観的に優れた樹木、樹林、生け垣の保全に取り組んでいます。

国庫補助制度による取得用地

名称	面積
山崎・台峯緑地	約 0.059ha

「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」参照



広町緑地収穫祭の様子

## 【今後の施策の方向性】

今後も地元商店街・自治会等と継続的に協議を行い、無電柱化とともに安全で快適な公共（道路）空間づくりに取り組みます。

引き続き、鎌倉市緑の基本計画に沿って、秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地を、土地所有者の協力を得て、保全していきます。

都市公園の整備等を引き続き行い、緑豊かな公共空間の創出に努めます。

今後も景観アドバイザー制度等を利用し、公共施設の質向上とともに周辺の空間の魅力向上に積極的に取り組みます。また、景観アドバイザーとの協議過程の整理、施設完成後の評価などを行うことにより、公共施設計画のガイドライン策定に向けた研究を進めます。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
★ 無電柱化工事の事業実施				
緑の基本計画に基づく事業の推進				
都市公園・広場等の整備				
施設整備の協議				
景観アドバイザー制度の活用				
道路緑化の推進・維持管理				
公共施設の質向上の仕組の検討				

## (4) 屋外広告物の規制誘導

◇景観計画（第3章3. 鎌倉市全市域における屋外広告物の行為の制限）及び鎌倉市屋外広告物条例に基づき適正な規制・誘導を行います。また、市独自の屋外広告物条例の制定により、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物の誘導を目指します。さらに、市民の協力を得て、地域と行政が一体となり、違反屋外広告物を表示させない環境づくり、まちづくりを推進します。

### 【推進方法】

景観計画及び鎌倉市屋外広告物条例に基づき、広告物の規制・誘導に取り組みます。令和3年（2021年）12月23日に鎌倉市屋外広告物条例を制定し、令和4年（2022年）4月1日から運用しています。

また、市民、事業者等の屋外広告物に対する意識啓発にも積極的に取り組むとともに、市民に違反屋外広告物の簡易除却の権限を委嘱し、協働により除却活動やキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

### 【実績】

景観計画及び鎌倉市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置位置・規模・デザイン等について規制・誘導を行いました。また、平成18年度（2006年度）に実施した違反屋外広告物実態調査及び平成21年度（2009年度）に実施した地域景観づくり緊急支援事業の成果を活用し、屋外広告物の許可物件、未申請物件の適正管理、規制誘導に努めました。

平成28年度（2016年度）に引き続き、屋外広告物の違反対応の強化を進めました。

除却協力員制度の創設（平成15年度（2003年度））後、市民の継続的な活動により、違反広告物をまちに氾濫させない仕組が確立されました。その他、屋外広告物制度の普及啓発を図るキャンペーンを県下一斉で取り組んでいるほか、3箇月に1回の頻度で実施しています。

屋外広告物の許可事務等件数		
令和5年（2023年）度	許可件数	除却件数
	161件	0件



市民や商店街連合会等との連携によるキャンペーンの様子

### 【今後の施策の方向性】

本市の特性に合わせた市独自の条例制定の検討を含めた規制・誘導策の検討を行います。条例制定にあたっては、市民・事業者等の理解と協力が必要なことから、神奈川県や鎌倉商工会議所等の関係機関

と引き続き調整を行います。また、屋外広告物の許可物件、未申請物件の適正管理、規制誘導に努めます。

今後も違反屋外広告物除却協力員との連携により市内の特に小町通り、若宮大路沿いの違反広告物の除却に努め、違反広告物が掲出されない環境づくりを進めます。

～ R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
屋外広告物の適正な規制・誘導				
市条例制定の検討を含めた規制・誘導策の検討				
違反屋外広告物除却協力員との連携				

## (5) その他の法令との連携

◇景観形成を効果的に推進するために、関係法令等の活用とともに法改正への対応や新たな制度導入に積極的に取り組みます。

### 【実績】

景観形成地区の効果的運用のために、事業者に対して景観形成協議会等への意見聴取を求めています。鎌倉市まちづくり条例に基づき、大規模な土地取引に対しては計画的な土地利用の誘導を図るため、また、大規模開発事業に対してはより良い土地利用の誘導を図るため、市長から助言等を行っています。

地域の自主的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり市民団体が自主まちづくり計画等を策定しようとする際の専門家の派遣や活動費の助成制度等を設け、運用を進めています。

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例に基づき、コインパーキングに設置される工作物や屋外広告物の色彩について景観に配慮されたものになるよう協議を行っています。



<一般例> 看板の基調色が黄色



<景観配慮の例> 看板の基調色が彩度 6 以下



<一般例> バリカーや車室線が黄色



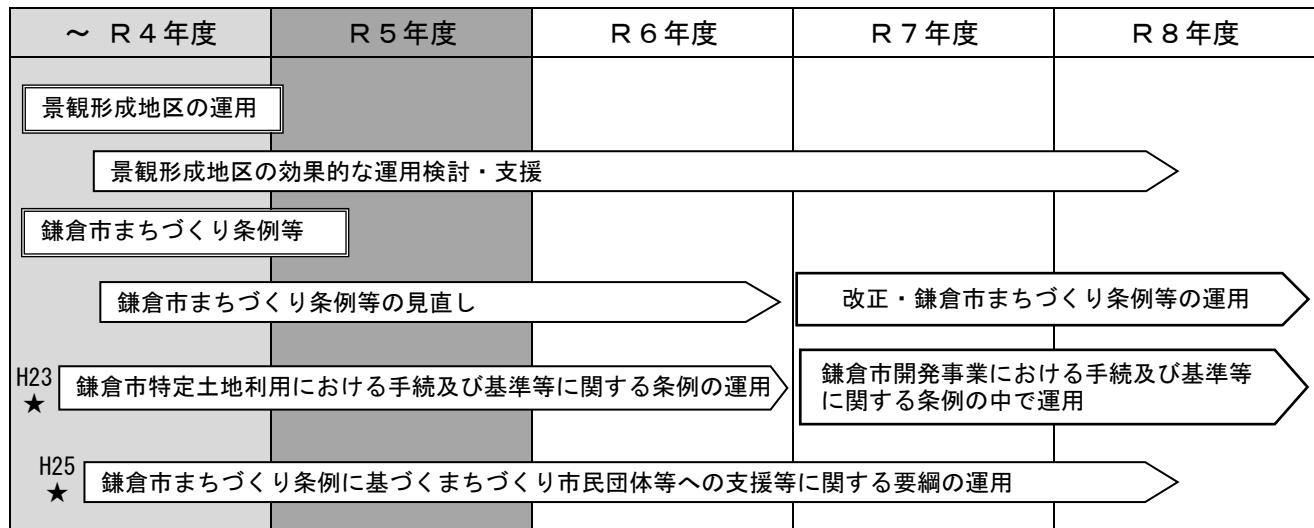
<景観配慮の例> バリカーや車室線が白色

## 【今後の施策の方向性】

景観形成協議会等への意見聴取の効果的な運用方法の検討・支援を進めます。

良好な居住環境の確保を図るため、鎌倉市まちづくり条例等の見直しに取り組みます。

景観形成を効果的に推進するために、関係法令等の活用とともに法改正への対応や、基準適合だけでなく、新たな価値を創造する制度導入に積極的に取り組みます。





## 参 考 資 料

■鎌倉市景観計画（平成29年（2017年）3月改定）推進施策一覧と関係課対応表

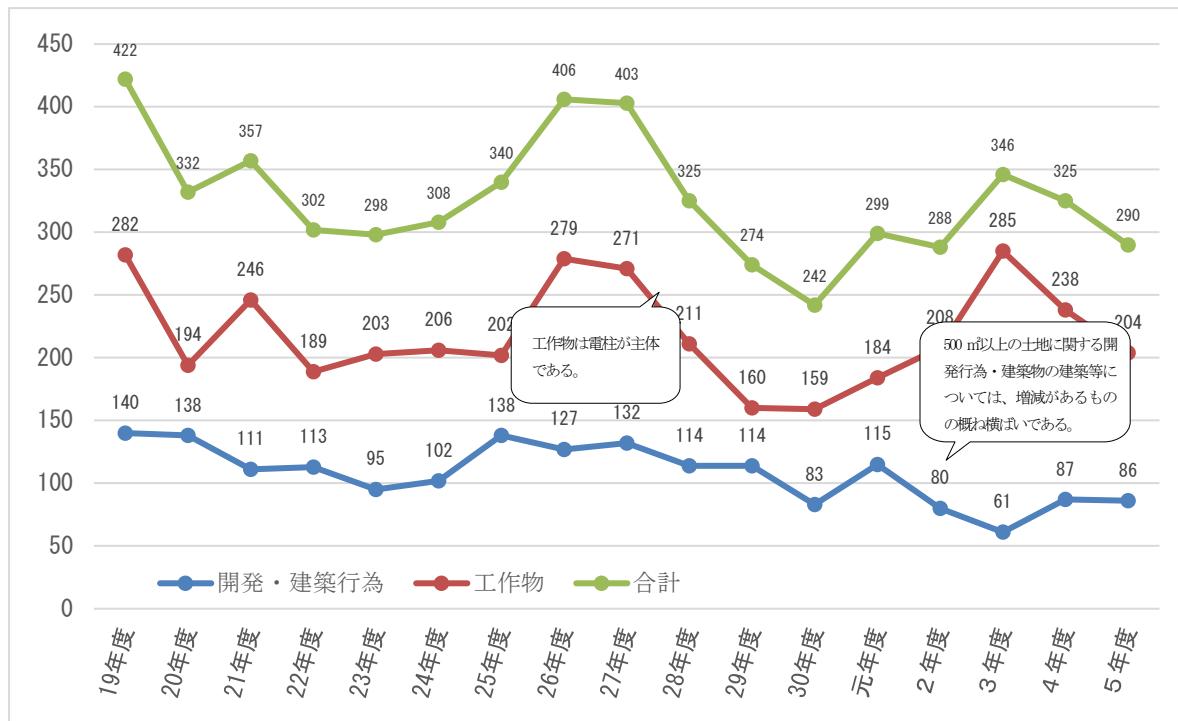
区分	施策名	課	ページ
1) 市民・NPO・事業者との協働・支援	(1) 都市景観の形成に貢献する取組みの表彰 (2) シンポジウム・講演会の開催 (3) 市民活動の支援 (4) 景観形成の担い手の育成・活用 (5) 市民への普及・啓発冊子の作成	都市景観課都市景観担当	4 - 8
2) ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	(1) 良好的な都市拠点の形成	市街地整備課市街地整備担当 深沢地域整備課深沢地域整備担当 土地利用政策課まちづくり政策担当 都市計画課都市計画担当 都市景観課都市景観担当	10 - 11
	(2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成	市街地整備課市街地整備担当 みどり公園課みどり担当 みどり公園課整備担当 道水路管理課路政担当 下水道河川課河川担当	12 - 13
3) 景観資源を核とした都市景観の形成	(1) 歴史的建造物の保存と活用	公的不動産活用課公的不動産活用担当 都市景観課都市景観担当 文化財課文化財担当	15 - 17
	(2) 地域景観資源の保全と整備	都市景観課都市景観担当 都市景観課風致担当 みどり公園課みどり担当 文化財課文化財担当	18 - 19
	(3) 歴史的風土の保存等	都市景観課風致担当 みどり公園課みどり担当	20
	(4) 眺望景観の保全・創出	都市計画課都市計画担当 都市景観課都市景観担当 建築指導課建築指導担当	21
4) 地区の個性を活かした都市景観の形成	(1) 地区プランの策定・提示	土地利用政策課まちづくり政策担当 都市計画課都市計画担当 都市景観課都市景観担当	23 - 24
	(2) 特定地区や景観地区等の活用	都市計画課都市計画担当 都市景観課都市景観担当	25 - 26
	(3) 魅力的なまち並みづくり	公的不動産活用課公的不動産維持担当 みどり公園課みどり担当 みどり公園課整備担当 道路課整備担当	27 - 28
	(4) 屋外広告物の規制誘導	都市景観課都市景観担当	29 - 30
	(5) その他の法令等との連携	土地利用政策課まちづくり政策担当 土地利用政策課土地利用調整担当 都市計画課交通政策担当 都市計画課交通安全担当 都市景観課都市景観担当 建築指導課建築指導担当	31 - 32

## 令和5年（2023年）鎌倉市景観審議会の主な審議項目等

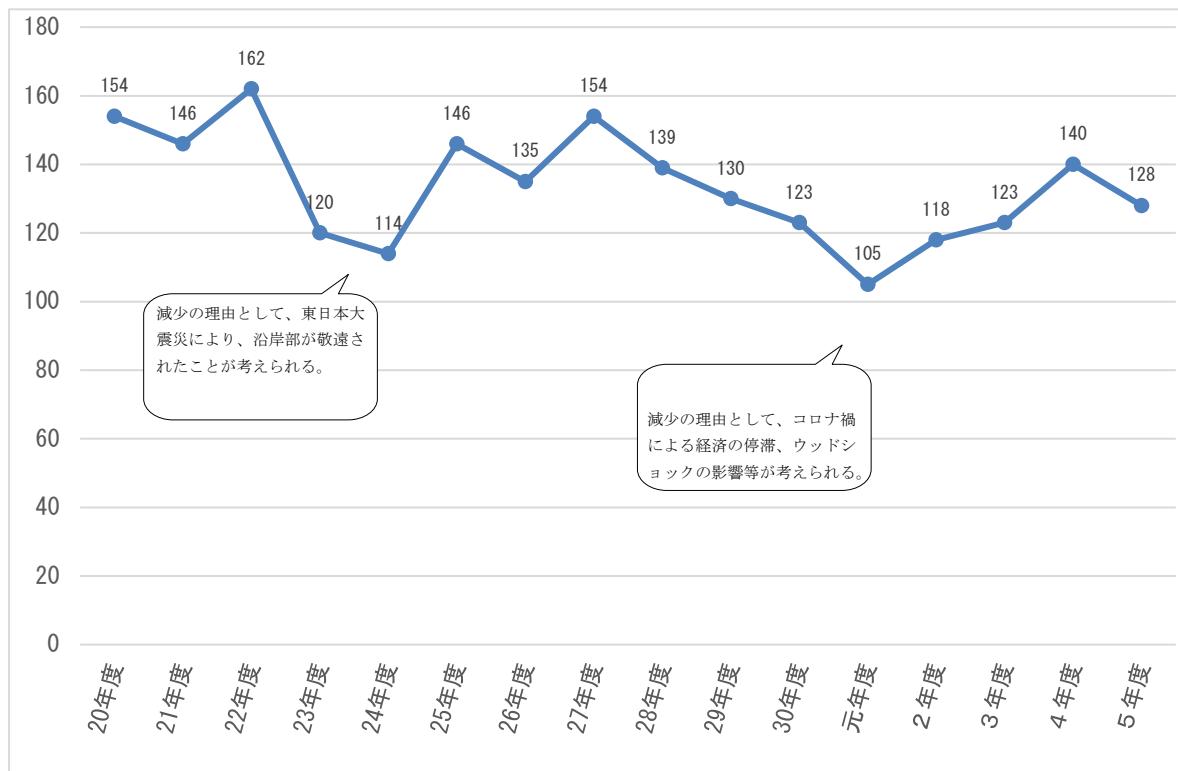
回	開催日	主な審議項目等
第54回	令和5年（2023年） 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観アドバイザーの委嘱について</li> <li>・鎌倉市景観計画中間評価について</li> </ul>
第55回	令和5年（2023年） 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建築物等の指定変更について</li> <li>・鎌倉市景観計画中間評価について</li> </ul>
第56回	令和5年（2023年） 11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市景観計画中間評価について</li> <li>・景観重要建築物等の建築基準法に基づく指定について（加賀谷邸）</li> </ul>
第57回	令和6年（2024年） 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度景観計画実績報告について</li> <li>・鎌倉市景観計画中間評価について</li> <li>・景観重要建築物等の建築基準法に基づく指定について（三河屋本店）</li> </ul>

## 景観計画等に関する事務処理件数の推移

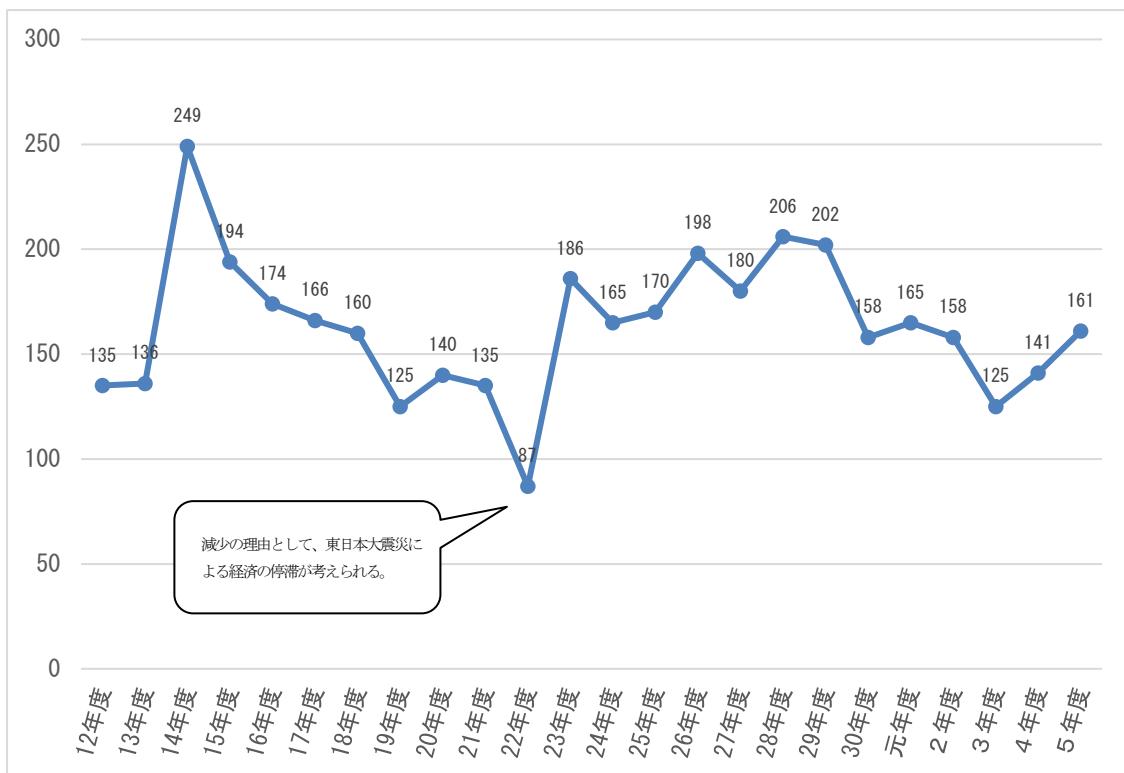
### 1 景観計画区域内における建築行為等届出件数



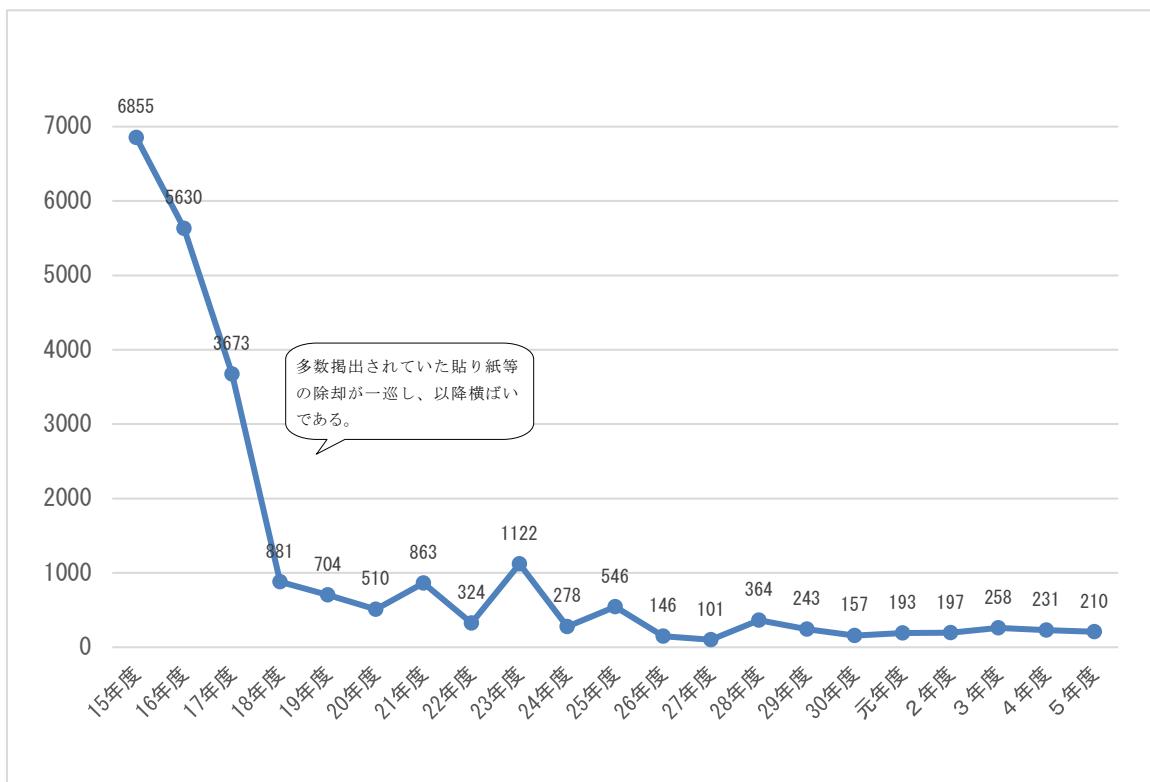
### 2 景観地区内における建築物計画認定件数



### 3 神奈川県屋外広告物条例（令和4年度以降は鎌倉市屋外広告物条例）に基づく許可件数



### 4 違反屋外広告物 簡易除却件数



## 平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年（1958 年）8 月 10 日 鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

### 前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

昭和 48 年（1973 年）11 月 3 日 制定

## 市の木・市の花

### ○市の木 ヤマザクラ（オオシマザクラを含む=バラ科）

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使されていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

### ○市の花 リンドウ（リンドウ科）

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

昭和 50 年（1975 年）10 月 25 日 制定



---

鎌倉の景観  
(鎌倉市景観計画の実績報告)  
令和6年度(2024年度)版

編集発行 令和6年(2024年)12月  
鎌倉市 都市景観課 都市景観担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
TEL 0467(23)3000 FAX 0467(23)8700  
E-mail [keikan@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:keikan@city.kamakura.kanagawa.jp)

---

こちらの冊子は鎌倉市のホームページで公開しています  
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/jigyouhyouka.html>

